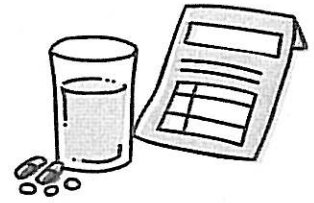


**慢性腎不全で人工透析を受けている方などで
お薬の一部負担金を調剤薬局
にお支払いになっている方へ**



人工透析じんこうとうせきを必要とする慢性腎不全等まんせいじんふぜん（特定疾病とくていしつぺい）の方で、後期高齢者医療の「特定疾病療養受療証じゅりょうしやう」をお持ちの方の医療費一部負担金は、医療機関・薬局ごとに月額1万円の限度額までとなっています。

特定疾病で外来診療を受け、その医療機関で発行した処方箋しよほうせんにより薬局で薬剤の処方を受けた場合は、医療機関と薬局の両方で月額1万円までを支払うことになるため、医療機関の窓口でお薬を出してもらう場合（院内処方）に比べ、負担が過大となってしまいます。

このような方については、特定疾病高額療養費の支給申請手続きを行っていただくことにより、特定疾病に関する医療機関の外来一部負担金と薬局の一部負担金を合算し、月額1万円を超えた部分が高額療養費として受給できるようになります。申請手続きについては、ウラ面をご覧ください。

申請対象者

特定疾病で外来受診した医療機関発行の処方箋で薬剤の処方を受け、その薬剤一部負担金を薬局にお支払いになっている方（医療機関【外来】と薬局の一部負担金の合計が月額1万円を超えている場合）。

ただし、次の方は申請による負担の軽減がありませんので申請は不要です。

申請不要の方

1. ㊟ 重度心身障がい(児)者医療証【一部負担金無】、㊟ 母子家庭等医療証をお持ちの方
2. 住民税非課税世帯の方（高額療養費自己負担限度額区分：低Ⅰ、低Ⅱの方）
3. 自身で行う腹膜透析ふくまくとうせき（CAPD）について薬局一部負担金（月額上限1万円）があるため、その処方箋を発行した医療機関の一部負担金が徴収されていない方。

※ 現在の状況で申請不要であっても、上記1～3に該当していなかった以前の分についての申請は可能です。

特定疾病高額療養費支給申請手続きについて

申請書の受付窓口

申請は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口でお願いします（市町村窓口申請書用紙を準備してあります）。

※ 既に通常の高額療養費の支給申請手続きがお済みの方であっても、特定疾病高額療養費の支給申請手続きは別途していただく必要がありますが、一度申請していただくと、その後の申請は必要なくなります。


申請時にお持ちいただくもの

- 被保険者証（後期高齢者医療保険証）
 - 特定疾病療養受療証
 - 被保険者の印かん（朱肉を使用する認印）
 - 被保険者の通帳（振込口座を確認できるもの）
- ※ 代理人の口座への振込を希望する場合は、被保険者と代理人の印鑑および代理人の通帳をお持ちください。



※ 後期高齢者医療被保険者の資格喪失後の申請の場合、被保険者証および特定疾病療養受療証をお持ちいただく必要はありません。

支給について

- 支給は口座振込で行います。振込みが決定した際は「決定通知書」を送付します。
- 特定疾病高額療養費については、通常の高額療養費に上乗せして支給されます。
- ^{さかのぼ}遡って適用する月については、差額のみの支給となります。同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の支給済み高額療養費の減額分との相殺の結果、支給額が発生しない場合もあります。また特定疾病以外の医療費自己負担が一定額（一般課税の方で月額 2,000 円）以上になる月については、支給済み高額療養費との差額（支給額）が発生しません。
- 特定疾病に関連のない薬剤の一部負担金相当額は、支給額から控除こくじょされます。
-  重度心身障がい(児)者医療証【一部負担金有】をお持ちの方の特定疾病高額療養費については、委任に基づき市町村に支給する金額の算定を行い、残余の金額を支給します。

お問い合わせ：山形県後期高齢者医療広域連合

事業課給付係 電話 0237-84-7100